

令和6年度京都府食品衛生監視指導計画（案）に対する意見と府の考え方

項目	意見	府の考え方
<p>基本的方向</p>	<p>令和3年の法改正で漬物製造業者の営業許可が必要となり経過措置期間が終了となります。法令違反のないよう特に注意をして事業者への周知徹底を実施してください。</p>	<p>法改正時にすべての事業者に通知をしましたが、引き続き、事業者への周知徹底を図ってまいります。</p>
	<p>令和5年度京都府内における食中毒発生状況を見ると、カンピロバクターによる食中毒が2件発生しています。事業者への啓発や指導を強めているにもかかわらず、生の鶏肉を提供する飲食業者がなくなると聞きます。</p> <p>法律上0-157やノロウイルスのように取り締まれないのであれば「食中毒リスクの高い生の鶏肉提供事業者」に対して強く取り締まれる条例の制定を求めます。</p>	<p>引き続き、食中毒のリスクが高い生の鶏肉を取り扱う店舗については、保健所職員による通常監視に加え、食中毒の発生が多い時期に一斉監視を重点的に行い、検査も活用した効果的な指導を行います。</p>
<p>重点的取組</p>	<p>地球温暖化により近年の気温上昇は従来とは異なり、リスクが高まっています。異常な気温上昇により食品の保存等の温度管理に注意が必要です。</p> <p>また、地球温暖化の影響で、豪雨災害、大型台風の襲来などのリスクが高まり、停電等による品温管理状況の悪化、また、避難所などでの衛生管理など、総合的に懸念材料を洗い出し、これまで以上の対応策のレベルアップが求められます。京都府食品衛生監視指導計画においても緊急時の対応策の強化を検討してください。</p>	<p>引き続き、府関係機関及び市町村等関係機関と緊密に連携し、災害等緊急時を含めて、総合的な食の安心・安全施策の推進に連携して取り組むこととします。</p>
<p>実施体制</p>	<p>府民の食の安全を守るために、きめ細かくかつ合理的に監視指導を実践されていますが、項目や対象事業者等も多く、マンパワー不足を懸念しています。府民の安全を確保するため十分な体制を確保することを望みます。</p>	<p>食品衛生監視員の資質の向上を図るとともに、食品衛生推進員「京の食“安全見はり番”」とも連携した監視指導を実施してまいります。</p>
	<p>食品衛生法ではすべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなっています。小規模な事業者ではまだまだHACCPに沿った衛生管理に取り組めていない事業者もあると聞きます。まだ取り組めていない事業者には粘り強く丁寧な指導を行い、すべての事業者がHACCPに沿った衛生管理ができるように支援をお願いいたします。</p>	<p>HACCPの普及・定着のため、各事業者に丁寧な指導を行うとともに、取組みを進めている事業者には施設の状況に応じたフォローアップを継続します。</p>

	<p>アレルギー・添加物・保存方法などの表示点検を1,665件実施され、110件の指導件数があったとの事でした。消費者は表示されている内容を信じて選ぶことができませぬ。とりわけアレルギーなどで誤表示があれば命に関わる大きな問題となります。引き続きしっかりと監督指導に取り組んでいただくことを期待します。</p>	<p>食品衛生推進員や「食品表示パトロールチーム」による合同監視等により、食品表示に係る監視指導を徹底します。</p>
監視指導の実施方法	<p>平成29年度からアニサキスによる食中毒の増加、またノロウイルス・カンピロバクター属菌による食中毒が多発している現状があります。加工段階でアニサキスをすべて発見することは難しいかもしれませんが、近年アニサキスを発見するための装置もあるようです。生食で提供する事業者にはそのような装置を設置し、発生予防に努めていただきたいと思います。またノロウイルスやカンピロバクターについては、飲食店では難しいと思いますが、家庭においてはしっかりと加熱するなど予防策をとれば、ある程度食中毒の発生は防げるものと思います。これまで以上に消費者に予防のための啓発をお願いします。</p>	<p>販売・提供施設に対する食品衛生に係る指導を徹底するとともに、事業者はもとより府民を対象とした講習会等を通じてアニサキスやノロウイルス、カンピロバクター属菌といった食中毒原因菌への予防知識の啓発、食中毒発生の予防に努めてまいります。</p>
情報及び意見の交換 (リスクコミュニケーション)	<p>消費者の食の安心・安全の不安を解消する取組のひとつとして、リスクコミュニケーションの役割が重要です。一層の充実をお願いします。リスクコミュニケーションのテーマとしては、食品添加物、食中毒、健康食品、遺伝子組換え食品、ゲノム編集食品、輸入食品、食品表示等について要望します。</p>	<p>多様な御意見をもとに、ニーズに応じたリスクコミュニケーションの開催方法について検討していくこととします。</p>
食品等検査計画	<p>令和5年度収去検査において2件の違反が報告されています。その内1件は食品衛生法の改正の認識不足によるものでした。法令等の改正の際の周知徹底を希望します。</p>	<p>引き続き事業者向けの講習会等を通じて、法改正の周知徹底を図ってまいります。</p>